

## 令和2年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和2年7月14日(火)

18:30～20:15

会場 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

### 次 第

#### 1 出席者自己紹介

#### 2 会長・副会長選任

#### 3 説 明

- (1) 平成31年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ【資料2】
- (2) 平成30年度のいじめの状況【資料3】
- (3) 昨年度(平成31年度)の広島市のいじめ防止等の施策
  - ア 教育委員会【資料4】
  - イ 学校 【資料5】
- (4) 今年度(令和2年度)の広島市のいじめ防止等の施策【資料6】
- (5) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの報告【資料7】

#### 4 協議・情報交換

- (1) 各機関のいじめ防止等の取組状況について
- (2) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

#### 【配布資料】

- ・ 出席者名簿、配席図、実施要項
- ・ 資料1～7
- ・ 基礎資料A(設置要綱)、B(公開要領)、C(傍聴要領)

## 平成31年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ

## 1 取組状況

	日時	場所	協議内容等
第1回	令和元年6月10日 (月)	広島市役所北庁舎(中区役所)6階 教育委員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長及び副会長の選任</li> </ul> 説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度の広島市のいじめ防止等に関する施策について</li> <li>「広島市いじめ防止等のための基本方針」の改定について</li> </ul> 協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて</li> <li>今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について</li> </ul>
第2回	令和元年10月1日 (火)	広島市立五日市観音中学校	学校視察 <ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>学校の取組について</li> </ul> 協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との効果的な連携の在り方について</li> </ul>
第3回	【取りやめ】 令和2年3月24日 —(火)—	広島市役所本庁舎1-4階—第1会議室	【資料配布のみ】 報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度における不登校・暴力行為・いじめの状況について</li> <li>令和2年度広島市におけるいじめ防止等に関する施策について</li> </ul>

## 2 成果

- いじめに関する各機関の取組について情報共有した。
- 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カード・ポスターを作成・配付するとともに、市内公民館にそれらの設置・掲示を依頼することを通じ、多様な相談機会の周知を図った。
- 学校視察を行い、学校現場の状況について共通理解を図った。
- 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の取組について、広島市のホームページに掲載し、広報を図った。

令和元年 11 月 13 日  
学校教育部生徒指導課

平成 30 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況について（報告）

1 不登校児童生徒数

- (1) 本市における不登校児童生徒数の合計は 1,417 人で、前年度と比較すると、228 人（19.2%）増加した。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 467 人で 91 人（24.2%）増加、中学校では 868 人で 120 人（16.0%）増加、高等学校では 82 人で 17 人（26.2%）増加した。
- (3) 小学校では 3 年連続、中学校では 2 年連続で増加した。

2 いじめの認知件数

- (1) 本市におけるいじめの認知件数の合計は 4,459 件で、前年度と比較すると、372 件（113.7%）増加した。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 3,325 件で、1,796 件（117.5%）増加、中学校では、1,089 件で 554 件（103.6%）増加、高等学校では 45 件で 22 件（95.7%）増加した。
- (3) 小学校、中学校において 3 年連続で増加した。

3 暴力行為の発生件数

- (1) 本市における暴力行為の発生件数の合計は 1,034 件で、前年度から比較すると 565 件（120.5%）増加した。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 582 件で 336 件（136.6%）増加、中学校では 446 件で 229 件（105.5%）増加、高等学校では 6 件で増減はなかった。
- (3) 平成 27 年度に初めて小学校での発生件数が中学校の発生件数を上回り、以後その傾向が続いている。
- (4) 小学校、中学校において 2 年連続で増加した。

令和 2 年 4 月  
生徒指導課いじめ対策推進担当

## 平成 31 年度（令和元年度）のいじめ防止対策（教育委員会）について

### 【主な取組について】

#### 1 広島市いじめ防止等のための基本方針の改定（平成 31 年 4 月）

広島市いじめ防止対策推進審議会からの答申（平成 30 年 12 月）等を踏まえ、広島市いじめ防止等のための基本方針を改定する。（「いじめの特性」「教育相談体制の強化」「情報引継ぎの強化」等）市の基本方針の改定を受け、各学校は自校の実態を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を改定する。（全校改定済み） ※別添：各学校におけるいじめ防止対策「1」を参照

#### 2 教育相談体制の強化

全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、生徒指導主事とは別に「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付け、生徒指導主事と教育相談・支援主任の役割を明確にし、各校の教育相談等の充実を図る。

教育相談・支援主任を対象とした年間約 10 時間の集中研修を実施するとともに、その研修内容を踏まえ、各校の実態に応じて、教育相談・支援主任が講師となって校内研修を実施する。（全校実施）

各校で実施した校内研修の内容を教育相談・支援主任の研修の場で共有することで、各校での今後の研修の参考とする。

#### 3 学年間・学校間の情報引継ぎの推進

小中 9 年間の切れ目のない支援の実現に向け、各学校における個々の児童生徒に係る情報の適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの場の設定や引継ぎの方法、引き継ぐべき情報などを具体的に示した本市の指針をリーフレット V o 1. 1、2 として示す。

市の指針に基づき、各中学校区において、小・中学校が情報引継ぎに係る協議を進め、令和 2 年 3 月から 4 月にかけて、学年間・学校間の情報引継ぎを確実に行う。

#### 4 生徒指導協議会の開催

全ての市立学校の管理職及び生徒指導主事等を対象とした生徒指導協議会を（10 月 23 日）に開催し、講師による講演及び中学校による実践発表を行う。

〔講演〕講師：日本女子大学 教職教育開発センター 坂田 仰教授

演題：「いじめ防止対策推進法と学校・教職員の役割」

～スクール・コンプライアンスの視点から～

〔実践発表〕発表校：五日市観音中学校

演題：「生徒一人ひとりをよく理解することを通して」

#### 5 いじめ防止対策及び働き方改革推進モデル校における取組の推進

いじめ防止対策の充実を図る上で、教員が児童生徒と十分に向き合い、教員と児童生徒との信頼関係を構築できる時間を確保するためには、学校における働き方改革の取組を推進する必要があるとの審議会からの答申を踏まえ、今年度（平成 31 年度）より、いじめ防止対策及び働き方改革を推進する 2 年間のモデル校（小 2 校・中 2 校）を指定し、教育相談・支援主任等を専任化するとともに、モデル校での実効的な取組を全校へ普及・啓発する。

モデル校における取組状況の普及を目的に、いじめ防止対策及び働き方改革推進フォーラムを（2 月 5 日）に開催し、講師による講演及びモデル校による実践発表を行う。

〔講演〕講師：放送大学 小川 正人教授

演題：「学校における働き方改革の論点と取組の課題、展望」

〔実践発表〕発表校：モデル校（白島小学校・戸坂城山小学校・安佐中学校・五日市中学校）

## 平成31年度（令和元年度）各学校におけるいじめ防止対策

## 1 今年度（平成31年度）の成果（実績）について

## (1) 学校いじめ防止等のための基本方針の改定状況等

各学校において、平成31年4月に改定された「広島市いじめ防止等のための基本方針」を踏まえてこれまでの「学校いじめ防止等のための基本方針」を見直し、「いじめの特性」や「教育相談体制の強化」、「情報引継ぎの強化」といった、市の基本方針に示された新規項目の視点を取り入れるなどの改定を行った。

【改定状況等】	基本方針を改定した学校	基本方針をHPに掲載している学校
小学校	142校（100%）	142校（100%）
中学校	63校（100%）	63校（100%）
高等・中等教育・特別支援学校	10校（100%）	10校（100%）
計	215校（100%）	215校（100%）

（令和2年3月10日現在）

## (2) いじめ防止対策に係る学校の取組状況

取組項目	取組内容
(1) 教員と児童生徒との信頼関係の構築	
<b>安心して生活できる学校づくり</b> ※ 日々の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒同士の信頼関係構築に努める。	① 普段の様子やアンケートなどで気になったり、生徒指導上の課題が見られたりしている児童生徒への個別の面談だけでなく、全ての児童生徒を対象とする、教職員と児童生徒とが1対1で行う個別の教育相談を実施した。 （小学校47校、中学校63校、高等・中等教育・特別支援学校10校） ② 学校生活に好ましい関わりの機会を創出し、よりよい人間関係作りを行うため、全学級で「学級遊び」を実施したり、そこに担任やその他の教職員も加わったりした。 ③ 教職員と児童との信頼関係がより広範的なものとなるよう、担任同士が交換授業や合同授業を実施したり、生徒指導主事や教育相談・支援主任が各学級に随時入って児童と関わったり、担任以外の教職員との給食時間の交流を実施したりした。 ④ 児童が、担任に限らず相談しやすい教職員に随時相談できるようにするため、児童が日々の悩み等について、いつでも、誰にでも相談を希望できるように受付箱を設置した。 ⑤ 担任と生徒とが、普段から共通の話題で会話できるようにすることにより、着実に信頼関係を深めることができるよう、生活ノートの機能を見直し、担任が、生徒の日々の様子を把握するだけでなく、生徒一人一人へ簡単なアドバイスを日常的に返す取組を徹底した。 ⑥ 担任と生徒、生徒同士の信頼感、学級への所属感、学校生活への安心感を高めるため、学級の状態について生徒自身が分析し、その結果を踏まえて担任と生徒とがよりよい学級づくりのための課題を設定し、協働で取り組む「学級力アンケート」の取組を実施した。
<b>教員の感性・人権感覚等の向上</b> ※ 校内研修等を通じて、教員の感性・人権感覚等を高める。	⑦ 教職員全体の感性を高めるため、学校として、教職員間に「傾聴、共感、指導支援」といった合言葉を設定したり、「教職員の日常の言動チェックリスト」によるチェックを実施したりすることを通して、日々生徒と接する際に意識するよう共通認識を図った。 ⑧ 教職員が日々の教育活動や児童生徒同士の関わりの中で生ずる様々な問題を鋭く察知できる感性・人権感覚を養うため、外部から専門家等を講師として招聘し、児童生徒理解や教育相談、情報教育（SNS等によるいじめを含む）等に係る校内研修を実施した。 ⑨ 教職員の感性・人権感覚を磨くためのより実効的な研修を実現するため、教育相談・支援主任が、年間計画として一定の時間を確保して実施する校内研修の他に、日々の時程の中でも実施可能な短時間のミニ研修などをコーディネートするなどの工夫を行った。
<b>学校の考え方等の発信・周知</b> ※ いじめ問題への取組に係る考え方等について、児童	⑩ 全保護者を対象とする個別の教育相談を複数回実施し、いじめを許さない、「見逃しゼロ」を目指す学校の姿勢を直接丁寧な伝えた。 ⑪ いじめ防止についての学校の考え（方針）や、いじめ防止対策としての学校の取組について、PTA総会や入学式、地域の協議会等の場で周知する

<p>生徒・保護者・地域等への周知の機会を充実する。</p>	<p>他、学校だよりや学年だより、生徒指導通信、ホームページ等で定期・随時の発信を徹底した。</p>
<p><b>(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応</b></p>	
<p><b>未然防止</b></p> <p>※ 「子どもの人間関係づくり推進プログラム」（いじめ・不登校等予防的生徒指導）に基づき、協同学習や、ライフスキル教育を実施する。</p> <p>※ 校内研修等を通じて、協同学習やライフスキル教育についての教員の理解を深める。</p> <p>※ 外部講師による道徳の授業を公開し、「みんなで語ろう！心の参観日」の取組を行う。</p> <p>※ 児童生徒の主体的な取組を促進し、学校全体の支持的風土を醸成する。</p>	<p>⑫ <u>ライフスキル教育を特別活動や総合的な学習の時間など教育課程に位置付け、各学校の実態に応じて学校・学年・学級単位で計画的に実施した。(小学校 75 校、中学校 31 校、高等・中等教育・特別支援学校 5 校)</u></p> <p>⑬ <u>特別活動や総合的な学習の時間を中心に、コミュニケーションスキル、相手に配慮した自己主張のスキル、情報モラル等の習得を図る活動を計画し、ロールプレイ等を取り入れて効果的に実施した。</u></p> <p>⑭ <u>ライフスキル教育で培ったコミュニケーションスキル等の実践の場を学校生活の中に創出するため、全教科で協同学習の取組を実施したり、学校行事で異年齢集団の交流を行ったりした。</u></p> <p>⑮ <u>外部から専門家等を講師として招聘し、ライフスキル教育に係る校内研修を実施したり、校外で開催される「ライフスキル教育」に係るワークショップに、教職員が参加したりした。</u></p> <p>⑯ <u>生徒指導主事や教育相談・支援主任などが中心となって、校内研修やPTA研修会などを計画し、また、時には自ら講師となったりもして、教育センターの研修で得た知識・技能などを教職員や保護者等に広く還元した。</u></p> <p>⑰ <u>道徳教育の専門家による「命を考える会」や、プロスポーツ選手による「夢や希望をもつことについての講演会」、弁護士による「いじめ防止についての講演会」、生徒と保護者が一緒に参加する「SNSの正しい利用と個人情報についての学習会」を公開実施した。</u></p> <p>⑱ <u>学校全体が互いの良さを認め大切にしようとする支持的風土づくりを行うため、学校の中の良い所について、児童・保護者・地域住民・教職員が随時自由に記入する掲示物を常設した。</u></p> <p>⑲ <u>児童会・生徒会が中心となって、次のような様々な取組を行った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自校の「いじめ防止サミット」について各学級で話し合った内容を全校に発表</li> <li>・ 1・6年、2・5年、3・4年と一緒に遊びを計画し、特別活動や昼休憩などに実施</li> <li>・ 学級ごとに（学校によっては児童生徒個人で）「いじめ防止（撲滅）宣言」や「楽しい学校生活の標語」、「いじめ防止標語」、「校内で増やしたい言葉『花束の言葉』」などを作成・発表</li> <li>・ <u>いじめ防止を訴える「アピール文」や「ロールプレイ・寸劇・紙芝居」などによる啓発</u></li> <li>・ その他、「1年生を迎える会」、「遠足」、「6年生を送る会」、「あいさつ運動」、「長縄大会」、「ドッジボール大会」、「入学時の学校案内」など、様々な行事を計画・実施</li> </ul>
<p><b>早期発見</b></p> <p>※ 児童生徒が回答しやすいよう工夫されたアンケートを実施する。</p> <p>※ 質問紙調査等を活用し、児童生徒や学級集団のアンケートを定期的に行う。</p>	<p>⑳ <u>いじめに関する情報をより広く収集するため、年間で複数回実施するいじめアンケートの一部を、家庭で保護者と一緒に回答するものとした。</u></p> <p>㉑ <u>教職員のいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発見に資するために、「いじめの兆候チェックリスト」を定期的実施したり、各担任の生徒指導記録簿の裏表紙に「いじめの兆候チェックリスト」のシートを貼り付けて常に目に留まるようにした。</u></p> <p>㉒ <u>外部の専門家等を講師として招聘し、アンケートの実施について教職員が指導を受け、より効果的なアンケートの工夫について検討した。</u></p> <p>㉓ <u>アンケートの取組を組織的なものとするため、教職員用「教育相談アンケートの実施要項」を作成したり、アンケート結果の確認・分析を複数で行う体制を整えたりした。</u></p> <p>㉔ <u>アセス（学校環境適応感尺度）等の調査を年間計画に位置付けて実施した。(小学校 86 校、中学校 52 校、高等・中等教育学校 1 校)</u></p>
<p><b>適切な対応</b></p> <p>※ 個々の児童生徒の状況に応じたチームによる支援・指導を行う。</p>	<p>㉕ <u>いじめ事案の発生を受けて随時「学校いじめ防止委員会」を開催（当該委員会の機動性の確保のため構成メンバーは事案により絞る）し、関係児童生徒に係る情報交換、対応方針の検討等を行った。</u></p> <p>㉖ <u>いじめの被害・加害それぞれの児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加えた個別支援チームを編成し、当該児童生徒の状況に応じた効果的な支援・指導を行った。</u></p>

	⑳ 小中で一貫性のある指導を行うため、中学校区で「問題行動対応規程」を共有したり、生徒指導に係る合同研修を実施したりした。
<b>(3) 校内組織体制の構築</b>	
<b>組織的な対応</b> ※ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携により、専門性を踏まえた的確なアセスメントや効果的な支援・指導の実現に向けた検討を行う。	㉘ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交えた「学校いじめ防止委員会」を定期的に開催し、児童生徒の情報交換、指導への協議、検討、いじめの未然防止の取組への協議、生徒指導上の諸課題等の確認を行った。 ㉙ 教員がシフトを組んで日常的に各学級の様子を観察した。 ㉚ 全教員が授業中を含む学校生活の様々な場面での児童生徒の様子や学級集団の様子（生徒指導の視点で）について記録し、生徒指導に係る会議の際に提出するようにした。 ㉛ 組織としての対応力を高めるため、「ほうれんそうカード」を活用し、情報共有の徹底を図った。
<b>(4) 地域との連携の推進</b>	
<b>情報の発信</b> ※ 様々な機会に地域への情報発信を行う。	㉜ 生徒の活動や成長の様子等を保護者や地域に見てもらえるようにする（可視化する）ことをねらい、 <u>地域行事への積極的な参加を進めた</u> 。
<b>地域と連携した取組</b> ※ 学校協力者会議等において、学校がいじめ防止に係る取組等について報告・協議を行うとともに、学校経営計画に基づいて評価を行い、地域と連携した取組を進めていく。	㉝ 学校協力者会議で、学校いじめ防止等のための基本方針について説明したり、生徒の活動状況や成長の様子について報告したりして、提言や評価を受けた。 ㉞ 民生委員児童委員協議会との情報交換会を開催し、心配な児童についての協議や各地域での児童の様子について情報共有した。 ㉟ 中学校区の連絡会を開催し、生徒指導主事・民生委員児童委員・警察・区役所保健福祉課等で情報共有を図り、必要に応じて対策等を協議した。 ㊱ 総合的な学習、特別活動などで地域住民を指導者として招聘し、講話や体験活動などを実施した。 ㊲ その他、地域と連携し、「花壇整備」や「放課後学習会」、「地域パトロール」、「ふれあい清掃」、「地域運動会での吹奏楽部の演奏」、「部活動単位で地域行事へ参加」、「花一輪運動」など、各学校がそれぞれに特色ある取組を行った。

## 2 次年度（令和2年度）に向けての課題について

### (1) 教育相談の充実

教育相談については、いずれの学校においても、教育相談に係る教職員のスキル向上や多様な方法による教育相談の実施など、質的向上を図る必要がある。加えて、小学校においては、一律全ての児童を対象とする形での教育相談についてはあまり行われてこなかったという実態を踏まえ、個別の教育相談が児童理解の深化や教職員と児童との信頼関係構築の上で有効であること等、その必要性を広く周知する必要がある。

### (2) ライフスキル教育の充実

各学校におけるライフスキル教育については、児童生徒の発達段階や実態等を踏まえ、年間計画に位置付けるなど、計画的に実施する必要がある。また、特別活動として実施するライフスキル教育を教科（道徳を含む）や学校行事の取組と連動させ、児童生徒が学習したスキルを日々の学校生活に生かすことができるようにするなど、その実施に当たっては工夫する必要がある。

### (3) 学年間・学校間の情報引継ぎの推進

令和2年3月～4月の各学校における実施状況を踏まえ、各中学校区での取組に係る成果と課題の把握に努め、令和2年度末からの「統一様式」による実施に向けて、様式の見直し等を検討する必要がある。高等学校への情報引継ぎについては、令和2年度末から全校実施とし、保幼小連携による情報引継ぎについては、小・中・高等学校等における取組状況を踏まえて本市としての取組の方向性について検討を行う必要がある。

### (4) 児童生徒理解の深化（研修の充実）

各学校において教育相談の取組が進み、学年間・学校間の情報引継ぎが確実に行われるようになれば、学校として、児童生徒に係る様々な情報を共有できるようになるものの、こうした情報を、効果的な支援・指導にいかしていくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を交えて的確なアセスメントを組織的に行うことが重要である。そのため、こうした取組の中心となる生徒指導主事や教育相談・支援主任に対し、専門家を交えたコンサルテーション会議の進め方、具体事例を用いたアセスメント研修、アセスメントに基づく効果的な支援・指導などについて実践的な研修を実施し、資質能力の向上を図るとともに、生徒指導主事や教育相談・支援主任がコーディネーターとなって校内研修を継続的に行うことにより、その他の教職員の資質能力の向上に資する取組の充実を図る必要がある。

## 令和2年度広島市におけるいじめの防止等に関する施策

事業名	目的	内容	予算	前年度比
いじめの相談に係るカードの作成	児童生徒がいじめ等による不安や悩みを相談できる窓口の周知徹底を図る。	○ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」として「いじめの相談に係るカード」及びポスターを作成 ・ 広島市内に所在する国公立の学校の児童生徒全員、関係機関、公民館等に配付	61万7千円	37万2千円
まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図る。	○ 実施校(40校→48校に拡充)の学校協力者会議にコーディネーターを1人配置し、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進	4,320万円	720万円
スクールカウンセラー(SC)	児童生徒のいじめ等の未然防止や早期発見、早期解決及び教育相談体制の充実を図る。	○ 全ての市立小・中・高等学校及び特別支援学校にSCを配置 ○ SCが各学校の「いじめ防止委員会」に定期的に参加する時間として、年間24時間(月2回)を措置。 <u>特に、いじめの認知件数が全国平均を上回る108校については24時間→48時間に拡充(毎週参加)</u>	2億7,078万4千円	1,342万2千円
スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関とのネットワークを構築したり、家庭や地域など児童生徒をとりまく環境に働きかけたりすることにより、いじめ等の様々な問題を抱えている児童生徒に対し、その問題の早期発見・早期対応を図る。	○ 拠点校16校にSSWを1人ずつ配置し、それぞれが拠点校を含む3中学校区程度を担当( <u>ケース数増に伴いSSWを14人→16人に拡充</u> ) ○ 事務局に1名のSSWスーパーバイザーを配置し、SSWの対応する重篤なケースに適切な助言等を行う。	5,694万6千円	1,017万7千円
みんなで語ろう!心の参観日	道徳の授業を家庭や地域に公開し、児童生徒の命の大切さや思いやりなどの豊かな心を育む。	○ 各学校において、ボランティア経験者やスポーツ選手等を外部講師(心の先生)として招聘し、その内容について、児童生徒及び保護者、地域住民が意見交流を行う。	212万円5千円	0千円

主要な変更箇所を下線